

「水質汚濁防止法による排水基準を定める省令」の
対象業種から旅館業を取り除くよう求める意見書

景気の動向は明るい兆しが見えていとされるが、それは都市部の大企業の一部と推察され、経営基盤の脆弱な中小零細企業が大部分を占める旅館業界においては、国内旅行回数及び宿泊数ともに減少が続く中で大変苦慮しているのが実態である。

そこで、この窮状から脱するため、観光立国を国家政策の重要課題として標榜し、国内外の宿泊者の健全な施設に対する需要の増大にこたえるべく、今こそ政策として据える必要がある。

しかしながら、平成13年に施行された「水質汚濁防止法による排水基準を定める省令」（平成13年6月13日付環境省令第21号）は、もともと製造工場等の排水に起因するもので、旅館業も業種指定を受けているが、温泉排水からのほう素・ふっ素等の処理技術については、研究開発が進められているものの、現時点ではコストが極めて高いことなどから現実的に利用できない。

製造業は、その製造過程を見直すことにより排水基準の達成を図ることができるものの、中小零細な旅館業にとっては、今後処理技術の研究が進み無理なく処理設備を導入できる状況にならない限り、一律に排水基準を適用することは困難である。

温泉水はあくまでも自然水であり、旅館業の事業者が手を加えたものではない。

よって、国におかれては、観光立国推進の見地からも「水質汚濁防止法による排水基準を定める省令」の対象業種から旅館業を取り除くよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

環境大臣